五　暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

第二百三十三条　法第六十二条第一項に規定する有価証券関連業と密接な関係を有する業を行う者で内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一　［略］

二　外国の法令に準拠し、外国において法第二条第八項第十六号に掲げる行為（その行う同項第一号から第十号までに掲げる行為（法第二十八条第八項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）に関して、顧客から金銭の預託を受けることを除く。）又は令第一条の十二第二号に掲げる行為を業として行う者

三　［略］

２　［略］

（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十四条の二　法第六十三条第一項第一号に規定する投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものは、出資対象事業持分に係る私募のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

［一・二　略］

三　当該権利が財産的価値に表示される場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置がとられていないこと。

イ　当該権利の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。ロにおいて同じ。）に応ずる取得者が適格機関投資家（法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。以下この号において同じ。）である場合　当該財産的価値を適格機関投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置

ロ　当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が特例業務対象投資家（令第十七条の十二第四項第二号に規定する特例業務対象投資家をいう。以下ロにおいて同じ。）である場合　当該権利を取得し又は買い付けた者が当該権利を表示する財産的価値を一括して他の一の適格機関投資家又は特例業務対象投資家に移転する場合以外に移転することができないようにする技術的措置

２　［略］

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百三十八条　法第六十三条第二項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　法第六十三条第一項第一号に掲げる行為に係る業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ　当該業務に係る出資対象事業持分の名称及び種別（出資対象事業持分の種別をいい、当該出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第一条の十二第二号に規定する権利である場合にあっては、その旨を含む。次号イにおいて同じ。）

［ロ～ヘ　略］

［三～五　略］

［号を加える。］

第二百三十三条　［同上］

一　［同上］

二　外国の法令に準拠し、外国において法第二条第八項第十六号に掲げる行為（その行う同項第一号から第十号までに掲げる行為（法第二十八条第八項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）に関して、顧客から金銭の預託を受けることを除く。）を業として行う者

三　［同上］

２　［同上］

（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十四条の二　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

（適格機関投資家等特例業務に係る届出事項）

第二百三十八条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　当該業務に係る出資対象事業持分の名称及び種別（出資対象事業持分の種別をいう。次号イにおいて同じ。）

［ロ～ヘ　同上］

［三～五　同上］